

再エネ海域利用法第 17 条第 2 項の規定に基づき公示する「促進区域内海域の占用の区域」の位置図

(1) 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖



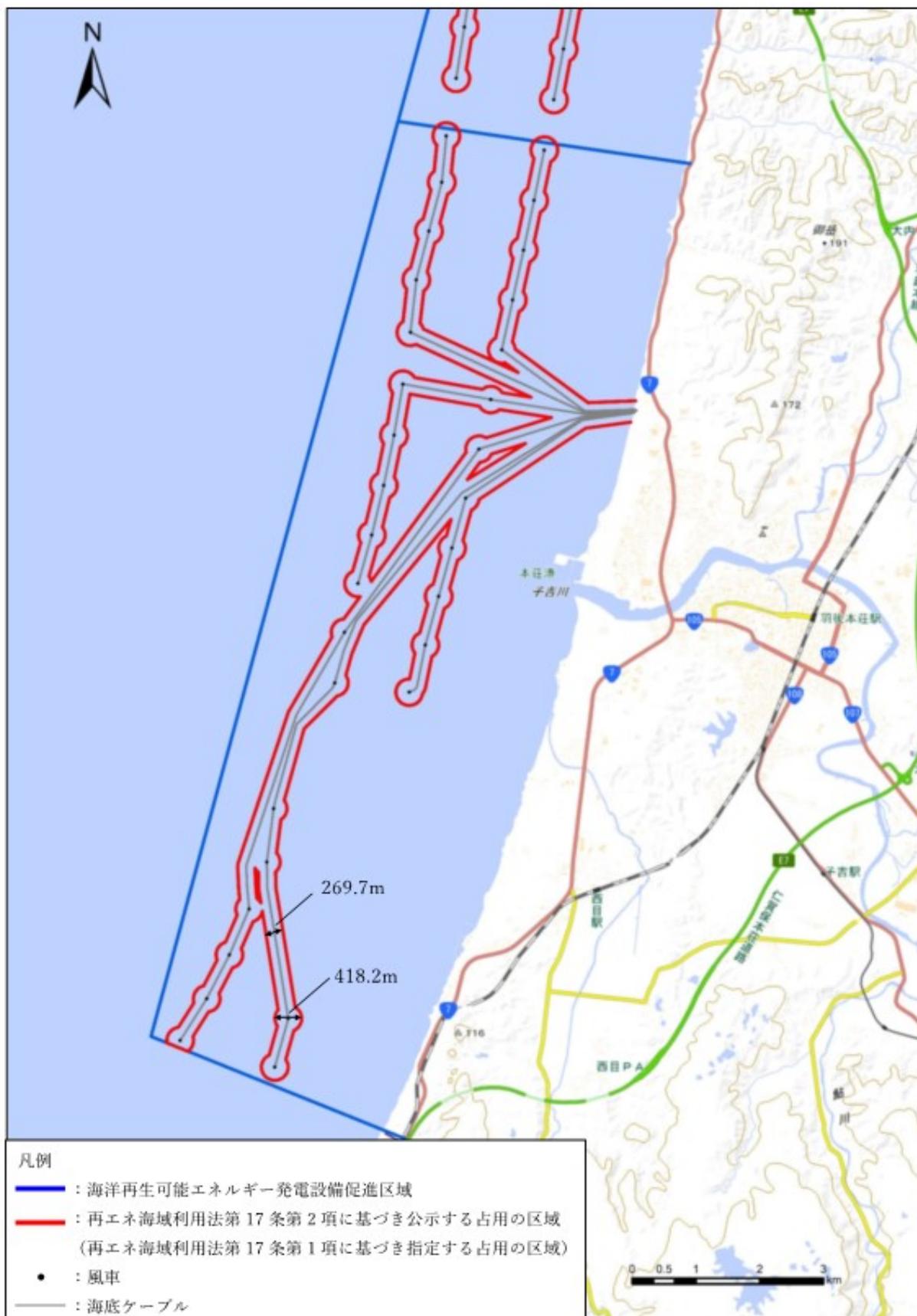
再エネ海域利用法第 17 条第 2 項の規定に基づき公示する「促進区域内海域の占用の区域」の位置図

(2) 秋田県由利本荘市沖（北側）



再エネ海域利用法第 17 条第 2 項の規定に基づき公示する「促進区域内海域の占用の区域」の位置図

(3) 秋田県由利本荘市沖（南側）



再エネ海域利用法第 17 条第 2 項の規定に基づき公示する「促進区域内海域の占用の区域」の位置図

(4) 千葉県銚子市沖

